

石川県立学校  
コミュニティ・スクール  
ガイドブック

2026年4月版

石川県教育委員会事務局 生涯学習課

# 目 次

<b>1 「コミュニティ・スクール」について</b>	
(1) 「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)とは	1
(2) 「学校運営協議会」とは	1
(3) コミュニティ・スクール導入のメリット・魅力とは	3
(4) 地域学校協働活動とは	4
(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは	5
<b>2 地域学校協働活動推進員(CSコーディネーター)について</b>	
(1) 地域学校協働活動推進員とは	6
(2) 主な業務について	6
(3) 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力	6
<b>3 「学校運営協議会」の年間スケジュールについて(年3回開催例)</b>	7
<b>4 運営協議会開催 1年間の流れ(例)</b>	
(1) 年度初め	8
(2) 学校運営協議会開催前	8
(3) 学校運営協議会当日	9
(4) 学校運営協議会開催後	10
<b>5 第1回学校運営協議会 様式(例)</b>	10
(1) 様式01(例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会の開催について	11
(2) 様式02(例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会次第	12
(3) 様式03(例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会議事進行要領	13
(4) 様式04(例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会会議録	17
<b>6 事務について</b>	
(1) 予算	18
(2) 支払	18
<b>7 各種様式</b>	
(別紙様式1) 令和○年度学校運営協議会 事業計画書	19
(別紙様式1) 令和○年度学校運営協議会 事業計画書 記載例	20
(別紙様式2) 令和○年度学校運営協議会 事業報告書	21
<b>8 参考</b>	
(1) 石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則	23
(2) 石川県地域学校協働活動推進員設置要綱	27
(様式1) 年度 県立学校地域学校協働活動推進員 推薦書	29
(様式2) 委嘱状	30

# 1 「コミュニティ・スクール」について

**県立学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**

**目的** **コミュニティを活用し、地域に根ざした高等学校づくり**

**現況** 学校 いじめ・不登校 働き方改革 規範意識の低下 少子高齢化 地域コミュニティの衰退 地域

熟議をととして、学校と地域の課題を解決していく

**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**

地域とともにある学校づくり

地域学校協働活動推進員

学校を核とした地域づくり

**期待される効果**

- ① 社会に開かれた教育課程の実現
- ② 協力者や助成金等を得やすい
- ③ 学校を起点に地域が活性化
- ④ 地域の担い手の育成
- ⑤ 災害時の迅速かつ組織的な対応
- ⑥ さらなる働き方改革の推進

**学校運営協議会の主な役割**（地教行法第47条の5）

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができる

## (1) 「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度) とは

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。コミュニティ・スクールは学校と地域が抱える様々な課題に対し、学校運営協議会で解決の方策を練るための熟議を行い、学校とPTA、卒業生、地域住民、企業などが力を合わせて解決に取り組むことで「地域とともにある学校」に転換する仕組みです。

また、この制度を導入することにより、各学校ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを目指すことができます。

## (2) 「学校運営協議会」とは

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

学校と地域住民や保護者等が「学校運営の基本方針の承認」や様々な課題を共有するとともに、「学校運営への必要な支援等について協議」する機関です。

「石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第8条の規定に基づき、各学校で、委員10人以内で組織します。

④ 会議を統一し、負担の軽減

〈導入前〉

学校評議員会

学校関係者評価委員会

〈導入後〉(同日開催を検討)

PTA役員会

地域説明会

安全委員会

統一

コミュニティ・スクール

学校運営協議会

石川県立学校における「学校運営協議会」と「学校評議員」の比較

	「学校運営協議会」	「学校評議員」
法的根拠等	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 ・校長及び教育委員会が行う学校運営や教職員人事に一定の権限をもって関与する合議制の機関。	「学校教育法施行規則」第49条 ・校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。
任命等	対象学校の校長が推薦するものの中から、教育委員会が任命する。	対象学校の校長が推薦するものの中から、教育委員会が任命する。
任務	学校運営に関する基本的な方針の承認 一 教育課程の編成に関する事項 二 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項 三 学校経営計画に関する事項 四 その他対象学校の校長が必要と認める事項	校長の求めに応じ、意見を述べる。 一 学校の教育目標及び教育活動の実施に関する事 二 学校と地域との連携に関する事 三 その他校長が必要と認める事項に関する事
定数	10人以内	5人以内
委員	次に掲げる者から推薦する 一 対象学校に在席する生徒の保護者 二 地域住民 三 対象学校の運営に資する活動を行う者 四 対象学校の校長 五 学識経験者 六 その他教育委員会が適当と認める者 ※ 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。	次に掲げる者は、学校評議員として推薦できないものとする。 ア 当該学校の職員 イ 当該学校のPTA及び同窓会の組織の長 ウ 児童生徒 エ 地方公共団体の教育委員会の委員及び事務局職員 オ 地方公共団体の長及び議会の議員並びに国会議員
開催	年3回程度	年2回
再任	校長は毎年石川県教育委員会に推薦。委員は再任されることができる。	校長は毎年石川県教育委員会に推薦。当分の間、再任は2回まで

### (3) コミュニティ・スクール導入のメリット・魅力とは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入するメリット・魅力として、主に以下の3つが挙げられます。

#### ①組織的・継続的な体制の構築＝持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

#### ②当事者意識・役割分担＝社会総掛かり

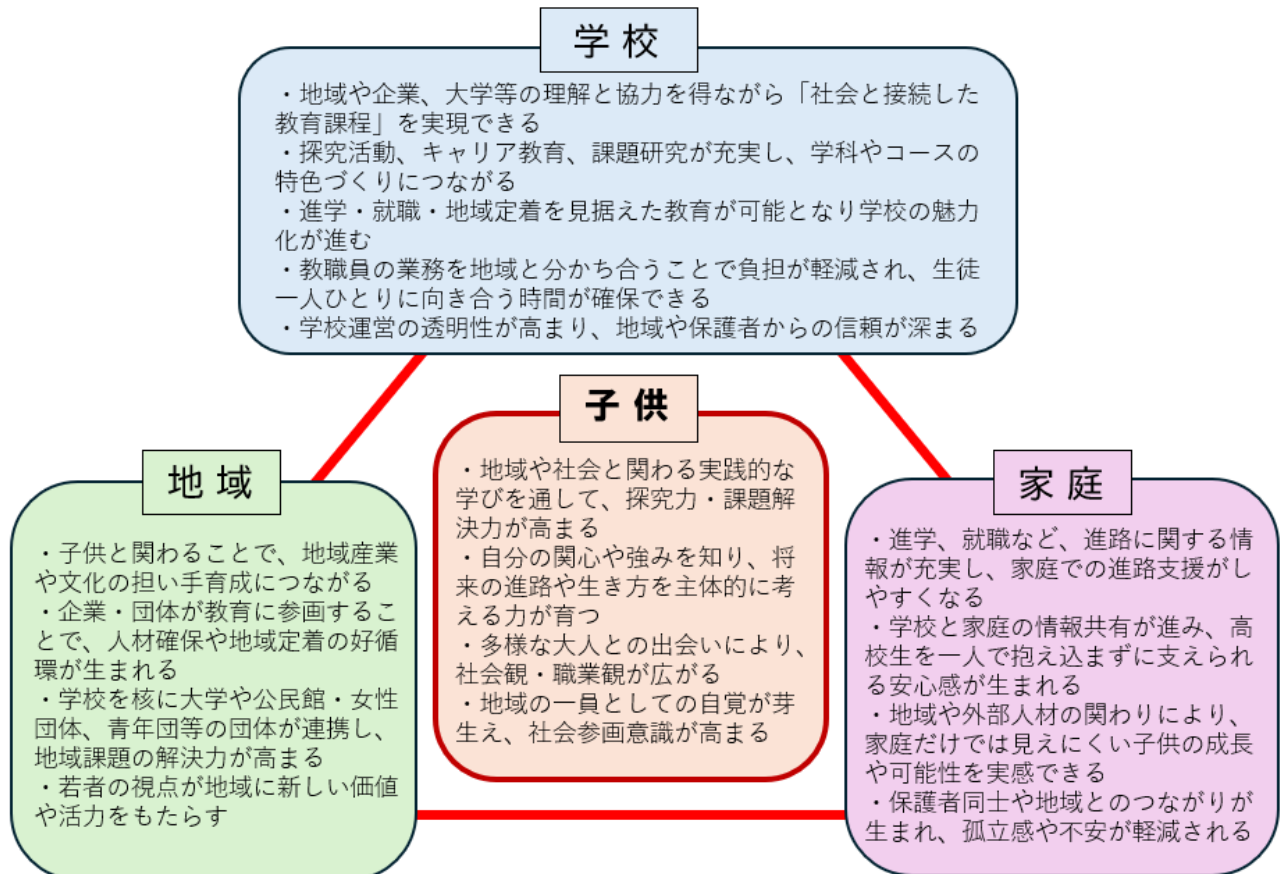
校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

#### ③目標・ビジョンを共有した「協働」活動

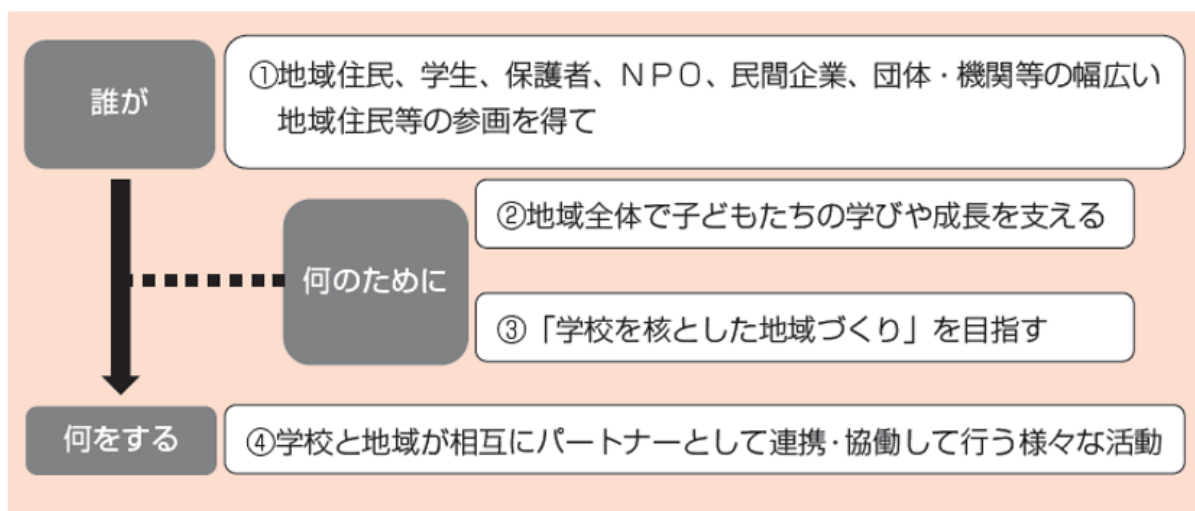
学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。

#### コミュニティ・スクールにおける三位一体の効果図（高等学校）



#### (4) 地域学校協働活動とは



地域学校協働活動とは、地域の幅広い方々に関わっていただきながら、学校と地域が対等な立場で連携・協働して行う様々な活動で、その目的は2点あります。

一つは、学校や家庭だけではなく、「地域全体」で子供たちの学びや成長を支えていくという点、もう一つは、「学校を核とした地域づくり」を目指すという点です。

地域学校協働活動とは、単に学校・家庭・地域が連携することにとどまらず、地域の方々と学校がお互いに対等な関係で、ひざを突き合わせて意見を出し合い、学び合う中で、つながりを深め、地域の活性化を図っていくことを目指す活動でもあります。

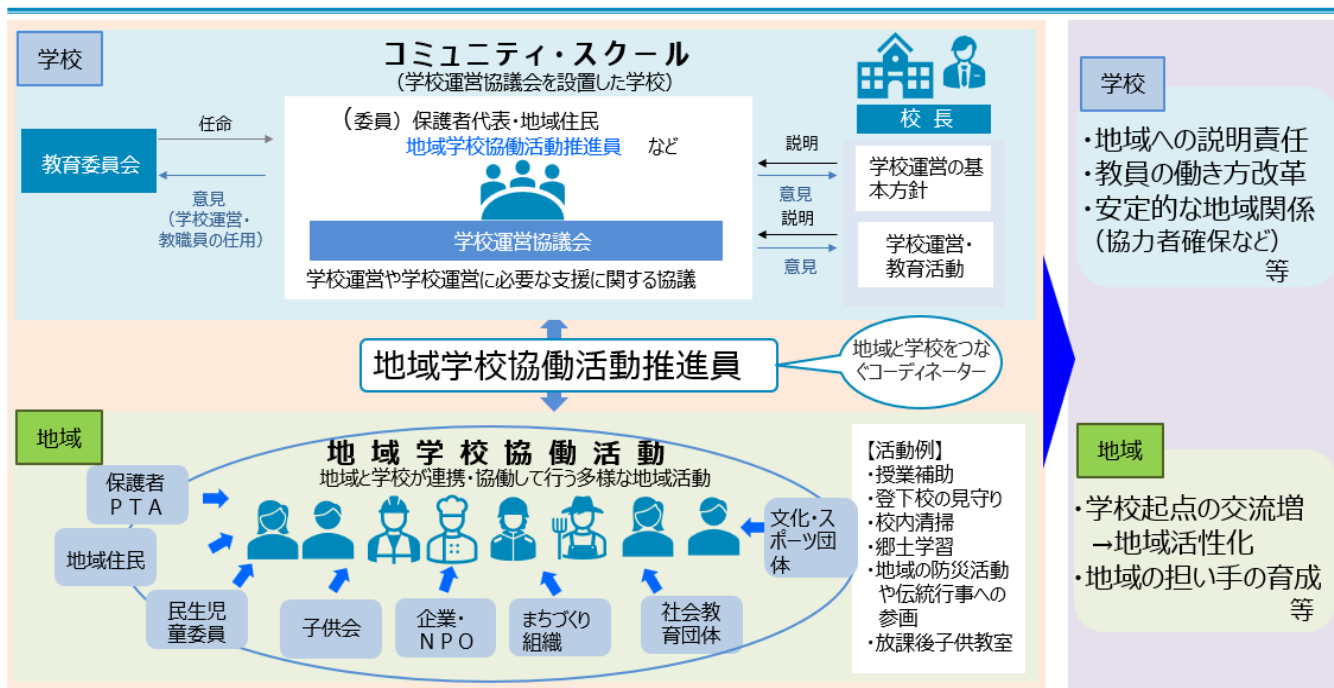
地域学校協働本部とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことで、地域学校協働本部のコーディネートの下で様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があつたりするものではありません。

##### 〈地域学校協働本部の要素〉

- ① コーディネート機能（地域学校協働活動推進員等の配置の有無に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること）
- ② 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること）
- ③ 持続可能な活動（地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること）

(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは

## 地域と学校の連携協働体制構築について



コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校であり、社会教育活動である地域学校協働活動と密接につながることで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが必要となっています。

### 〈どのように推進していくのか〉

地域学校協働活動を進めるにあたっては、まず関係者によるビジョンや目標の共有を行うことが重要であり、学校運営協議会における協議や熟議等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民の参画により効果的に地域学校協働活動を行うことにより、子供たちの教育活動の充実や活性化が期待できます。

学校運営協議会と地域学校協働本部が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれの持つ役割を十分に機能させることで両輪としての相乗効果を発揮し、学校運営の改善に結び付けることが期待されます。

## 2 地域学校協働活動推進員（CSコーディネーター）について



### 地域学校協働活動推進員

#### 【対象者】

- ・PTA関係者
- ・退職教職員
- ・地域コーディネーター
- ・自治会・青年団等関係者
- ・公民館等社会教育施設関係者 等

#### 推進員業務の具体例

- ・地域学校協働活動の企画・運営
- ・活動に必要なボランティアの募集・確保
- ・学校や地域住民・企業・団体との連絡調整、支援
- ・学校運営協議会における会議内容の企画、協議会開催
- ・コミュニティ・スクールの普及・啓発に向けた広報活動
- ・研修会や地元説明会の開催 等

#### 【期待される効果】

- ・域内のコミュニティ・スクール導入の円滑化
- ・地域学校協働活動やコミュニティ・スクール導入に向けた取組みに係る教職員の負担軽減
- ・推進員が双方に関わることにより一体的推進が可能

### (1) 地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第9条の7及び石川県地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき教育委員会が委嘱した者のことです。

### (2) 主な業務について

石川県地域学校協働活動推進員設置要綱第7条に基づく活動を行う。

- ・地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- ・地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- ・学校運営協議会その他必用な協議体との連携調整に関する活動
- ・その他推進員の設置の目的を達成するために必用な活動

### (3) 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができる高いファシリテート能力をもっている など

### 3 「学校運営協議会」の年間スケジュールについて（年3回開催例）

月	県立学校		県 教育委員会
	活動内容	事務手続等	
4月	<input type="checkbox"/> 第1回学校運営協議会 任命状・委嘱状の交付 <input type="checkbox"/> 「学校運営に関する基本的な方針」の承認 <input type="checkbox"/> 会長（及び副会長）の選出 <input type="checkbox"/> 会開催後に情報発信・情報共有	○教育委員会へ書類を提出 ・「県立学校地域学校協働活動推進員推薦書」 ・「学校運営協議会委員推薦書」 ・「CS担当者報告書」 ・「学校運営協議会事業計画書」 ・委員への謝金・旅費支払に向けた事務 ・地域学校協働活動推進員への謝金・旅費の支払い（毎月）	任命状・委嘱状の送付
	5月		
6月	<input type="checkbox"/> 第2回学校運営協議会		伴走支援
7月	<input type="checkbox"/> 「学校運営及び必要な支援」に関する協議 （協議内容例） ・目指す生徒像 ・キャリア教育 ・地域づくり 地域貢献	<学校運営協議会開催後> ・委員への謝金・旅費の支払い	
8月	<input type="checkbox"/> 「学校運営に関する基本的な方針」を踏まえた取組の活動報告	・需用費の支払い（適宜）	
9月	<input type="checkbox"/> 新たに生じた学校課題等の協議 <input type="checkbox"/> 2学期以降の取組について協議	・「学校運営協議会事業報告書」提出 （各会終了後）	
10月	<input type="checkbox"/> 会開催後に情報発信・情報共有 ↓		
11月	<協議を受けて> <input type="checkbox"/> 熟議の開催 <input type="checkbox"/> 地域学校協働活動と連携		
12月			
1月			担当者等への研修会の開催
2月	<input type="checkbox"/> 第3回学校運営協議会	・次年度の委員、地域学校協働活動推進員の選出 ・次年度の「学校運営に関する基本的な方針」（案）の作成	↓
3月	<input type="checkbox"/> 「学校運営等に関する評価」に関する協議 <input type="checkbox"/> 次年度に向けた協議 <input type="checkbox"/> 会開催後に情報発信・情報共有		

## 4 学校運営協議会開催 1年間の流れ（例）

---

### （1）年度初め

#### ①教育委員会へ書類を提出

- ・「県立学校地域学校協働活動推進員推薦書」
- ・「学校運営協議会委員推薦書」
- ・「CS担当者報告書」

#### ②地域学校協働活動推進員（CSコーディネーター）の委嘱

対象学校の校長の推薦により、教育委員会が委嘱します。

- ・任期：原則として4月1日から翌年3月31日（1年間）

#### ③学校運営協議会委員の任命

学校運営協議会委員は、保護者、地域住民、対象学校の学校の運営に資する活動を行う者等であって、対象学校の校長が推薦するもののうちから、教育委員会が任命します。なお、この委員は法律に基づいて設置されるものであり、特別職公務員(※)となります。

- ・任期：原則として4月1日から翌年3月31日（1年間）
- ・10人以内

【石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第8、9条】

- ・協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

【石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第10条】

#### (※)特別職公務員とは

特別職公務員とは、恒久的な職ではなく、常時勤務を必要としない職に就く者であり、「職業的公務員」に該当しない者です。特別職公務員には、原則として地方公務員法は適用されませんが、学校運営協議会委員という立場の性質上、守秘義務等の必要な事項については、「石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条で明確に規定されています。

#### ④委嘱状、任命状の交付

県教育委員会より委嘱状と任命状を送付しますので、地域学校協働活動推進員（CSコーディネーター）と学校運営協議会委員へ交付してください。

### （2）学校運営協議会開催前

#### ①学校運営協議会の開催時期の検討（第1回学校運営協議会開催前）

学校運営協議会では「学校運営に関する基本的な方針の承認」、「学校運営等に関する

る評価」を行うことが定められており、そのほか学校運営に係る様々な協議を「いつ、どのように行うか」を踏まえて、開催時期を検討します。

【石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第4、6条】

＜年間活動の例＞

- 4月 ・「学校運営に関する基本的な方針」の承認
  - ・当該年度の取組について協議
- 6～1月 ・「学校運営に関する基本的な方針」を踏まえた取組の実施と活動報告
  - ・新たに生じた学校課題等に関する協議
  - ・2学期以降の取組について協議
- 2～3月 ・「学校運営等に関する評価」に関する協議

②学校運営協議会に係る計画書の作成、提出

別紙様式1「令和○年度 学校運営協議会 事業計画書」を県教育委員会担当あてにメールで提出してください。

③学校運営協議会開催準備

- ・委員宛「学校運営協議会の開催案内通知」作成し発送します。
- ・学校運営協議会の会議資料を作成します。

④開催日の幅広い周知

学校運営協議会の開催については、学校便りやホームページ等で事前に保護者・地域・関係者等に発信してください。

＜傍聴希望者への対応＞

学校運営協議会は、幅広い地域や保護者の学校運営への参画を旨としており、「特別の事情がない限り公開とする」こととなっています。地域の方や保護者等、傍聴希望の申し出が会長にあった場合は、可能な限り受け入れるよう努めてください。個人（生徒、教職員、地域住民等）の情報の適正な管理に支障が生じる場合や広く公開することで学校の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合等は、その議事に限り非公開と判断して差し支えありません。

【石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第12条】

(3) 学校運営協議会当日

①運営・進行

「学校運営協議会」は、学校と連携しつつも協議会が主体的に運営する機関です。委員が主体となる協議となるよう留意します。状況に応じて、協議会の会長や副会長

が会議の進行役を務めるよう促してください。

## ②記録

ボイスレコーダーを利用し録音するなどして、学校用に会議録を作成します。

## ③学校運営等に関する意見の申出

協議において、学校の運営全般や職員の採用その他の任用等に関する意見の申出があり、協議会として教育委員会に意見を述べる時は、当該校長を経由して行います。

【石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第5条】

## (4) 学校運営協議会開催後

### ①協議結果の公開

議事の概要等、協議の結果に関する情報は、学校便りやホームページ等で公開するよう努めてください。

【石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第7条】

### ②謝金等の支払い

学校運営協議会委員の謝金と旅費の支払い事務を行います。

### ③学校運営協議会に係る報告書の作成、提出

別紙様式2「令和○年度 学校運営協議会 事業報告書」を県教育委員会担当あてにメールで提出してください。

## 5 第1回学校運営協議会 様式(例)

---

- (1) 様式 01 (例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会の開催について
- (2) 様式 02 (例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会次第
- (3) 様式 03 (例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会議事進行要領
- (4) 様式 04 (例) 令和○年度第1回○○学校運営協議会会議録

様式01  
(例)

令和〇年〇月〇日

関係各位

〇〇〇〇学校  
校長〇〇〇〇  
(※会長選出後は会長名)

令和〇年度第1回〇〇学校運営協議会の開催について（依頼）

〇〇の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃から本校の学校運営にご協力を賜り誠に申し上げます。  
さて、令和〇年度第1回学校運営協議会を下記のとおり開催しますので、ご多忙の折、ご参集くださいますようよろしくお願い申し上げます。  
なお、事務手続上で必要となる書類を同封しましたので、ご記入の上、当日、持参くださいますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 日時及び場所

令和 年 月 日 (〇) 午後 〇 時

1階会議室

職員玄関からインターホンを押し、お入りください。

### 2 会議内容

- (1) 令和〇年度学校運営に関する基本的な方針の承認について
- (2) その他協議

### 3 お持ちいただくもの

「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知書と運転免許証」  
謝金等の支払上、必要となりますので、その場でコピーさせていただきます。

様式02  
(例)

## 令和〇年度第1回〇〇学校運営協議会次第

日 時：令和〇年〇月〇日（〇）  
午後〇時  
場 所：〇〇学校〇階 会議室

- 1 開会挨拶
- 2 地域学校協働活動推進員（CSコーディネーター）の紹介
- 3 学校運営協議会委員の紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 議長の選出
- 6 議決事項
  - (1) 令和〇年度学校運営に関する基本的な方針の承認について（資料1）
- 7 協議事項
  - (1) 〇〇について（資料2）
  - (2) 〇〇について（資料3）
- 8 その他

## 令和〇年度第1回〇〇学校運営協議会議事進行要領

開会	司会	教頭	みなさま、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、令和〇年度第1回〇〇学校運営協議会を次第に沿って始めさせていただきます。 なお、この会議については、議事録を取りまとめる必要があるため、録音させていただきますので、ご了承をよろしくお願いいたします。
1 開会挨拶	司会	教頭	それでは、開会に際しまして、〇〇校長より、ご挨拶を申し上げます。
	校長	校長	(校長挨拶)
2 地域学校協働活動推進員の紹介	司会	教頭	次に、今年度、〇〇学校地域学校協働活動推進員（CSコーディネーター）を委嘱され、学校運営協議会委員も兼ねておられます〇〇様から、自己紹介をいただきたいと存じます。 よろしくお願いいたします。
	推進員	推進員	(地域学校協働活動推進員、自己紹介)
3 学校運営協議会委員紹介	司会	教頭	続きまして、今年度、〇〇学校運営協議会委員に任命されました皆様から、順次、自己紹介をいただきたいと存じます。 お手元の名簿の順に、簡単な自己紹介をよろしくお願いいたします。
	委員	各委員	(各自、自己紹介)
4 会長及び副会長の選任  (会長の選任)	司会	教頭	ありがとうございます。 次に、協議会の会長及び副会長の選任に入ります。 石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第10条の規定に基づき、会長及び副会長は、委員相互の互選となります。
	委員	委員	まず、会長の選任はいかがでしたらよいでしょうか。 ★[〇〇委員を推薦する発言]がなければ 「校長に一任」の発言
	司会	教頭	今ほど、校長に一任のご意見がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)
	校長	校長	それでは校長、会長の推薦をよろしくお願いいたします。  会長には、〇〇を務められ、経験豊富で日頃から学校運営にご協力をくださっている〇〇委員を推薦します。

(副会長の選任)	司会	教頭	ただ今、校長からご推薦がありました〇〇委員、受けていただけますでしょうか。 (「はい」の応答)
			それでは、みなさま拍手を持って、ご承認をお願いします。 (拍手)
			ありがとうございます。 それでは、〇〇会長から、一言、ご挨拶をよろしくお願いします。
	会長	会長	(会長挨拶)
			-----
	委員	委員	★ [名前が挙げた場合] 「〇〇委員を推薦します」の発言
	司会	教頭	今ほど、〇〇委員を推薦するご意見がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)
			〇〇委員、受けていただけますでしょうか。 (「はい」の応答)
			それでは、みなさま拍手を持って、ご承認をお願いします。 (拍手)
			ありがとうございます。 それでは、〇〇会長から、一言、ご挨拶をよろしくお願いします。
	会長	会長	(会長挨拶)
	司会	教頭	次に、副会長の選任はいかがでしたらよいでしょうか。
委員	委員	★ [〇〇委員を推薦する発言] がなければ 「校長に一任」の発言	
司会	教頭	今ほど、校長に一任のご意見がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)	
		それでは校長、副会長の推薦をよろしく申し上げます。	
校長	校長	副会長には、〇〇を務められ、経験豊富で日頃から学校運営にご協力をくださっている〇〇委員を推薦します。	
司会	教頭	ただ今、校長からご推薦がありました〇〇委員、受けていただけますでしょうか。 (「はい」の応答)	

	副会長	副会長	<p>それでは、みなさま拍手を持って、ご承認をお願いします。 (拍手)</p> <p>ありがとうございます。 それでは、〇〇副会長から、一言、ご挨拶をよろしく お願いします。</p> <p>(副会長挨拶)</p> <p>-----</p> <p>★ [名前が挙がった場合] 「〇〇委員を推薦します」の発言</p> <p>委員</p> <p>司会</p> <p>教頭</p> <p>今ほど、〇〇委員を推薦するご意見がありました、 ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)</p> <p>〇〇委員、受けていただけますでしょうか。 (「はい」の応答)</p> <p>それでは、みなさま拍手を持って、ご承認をお願いします。 (拍手)</p> <p>ありがとうございます。 それでは、〇〇副会長から、一言、ご挨拶をよろしく お願いします。</p> <p>副会長</p> <p>副会長</p> <p>(副会長挨拶)</p>
5 議長選出	司会	教頭	<p>それでは、〇〇会長と〇〇副会長には、座席移動をよろしく お願いします。 (座席移動ありがとうございます。)</p> <p>これからの議事につきましては、(会長、副会長、地 域学校協働活動推進員)が進行することとなりますので、 よろしく願いいたします。</p> <p>※学校、会長、副会長、地域学校協働活動推進員で協 議し誰が議長を担うのか相談しておく</p>
6 議決事項	議長	〇〇	<p>それでは、次第に沿って進めます。 審議に入る前に、本会議については、委員〇名のうち 全員が出席で、過半数の出席要件を満たしており、会議 が成立していることをご報告します。</p> <p>まず、令和〇年度学校運営に関する基本的な方針の承 認についてです。 〇〇校長より、ご説明を願います。</p> <p>校長</p> <p>校長</p> <p>(資料1により、説明)</p>

	議長	〇〇	ただ今、〇〇校長からご説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございませんか。
	委員	各委員	(熟議による意見交換)
	議長	〇〇	他に、何かございませんか。 (静寂)
			ないようですので、採決に移ります。 令和〇年度学校運営に関する基本的な方針の承認について、原案どおりとすることについて、ご異議ございませんか。 (「はい」の声あり)
			全員賛成と認めます。 令和〇年度学校運営に関する基本的な方針は承認されました。
7 協議事項	議長	〇〇	次に、協議事項に移ります。 初めに、〇〇について、学校から、説明を願います。
	校長	校長	(資料2により、説明)
	議長	〇〇	ありがとうございます。学校から説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	委員	各委員	(熟議による意見交換)
	議長	〇〇	ありがとうございます。 他にないようであれば、次に移ります。〇〇について、学校から、説明を願います。
	校長	校長	(資料3により、説明)
	議長	〇〇	ありがとうございます。学校から説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	委員	委員	(熟議による意見交換)
8 その他	議長	〇〇	ありがとうございます。 以上で、予定された審議は終了したわけですが、委員のみなさまから何かございますか。 (静寂)
			ないようでありますので、以上をもちまして、審議を終了いたします。 長時間にわたり、ご審議、ありがとうございました。それでは、学校に進行をお返しいたします。
	司会	教頭	それでは皆様、本日はありがとうございました。 (事務連絡があれば、伝達)

## 令和〇年度第1回〇〇学校運営協議会会議録

日 時： 令和〇年〇月〇日（月） 午後〇時～午後〇時〇分

場 所： 〇〇学校〇階 会議室

出席委員： 〇名のうち〇名出席

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

審 議： 議長：〇〇会長

### 1 議決事項

(1) 議題：令和〇年度学校運営に関する基本的な方針の承認について

説明：〇〇〇〇

意見：〇〇〇〇（〇〇委員）

〇〇〇〇（〇〇委員）

〇〇〇〇（〇〇委員）

採決：原案どおり承認

賛成10名（全会一致）

### 2 協議事項

(1) 議題：〇〇について

説明：〇〇〇〇

意見：〇〇〇〇（〇〇委員）

決定：〇〇〇〇

(2) 議題：〇〇について

説明：〇〇〇〇

意見：〇〇〇〇（〇〇委員）

〇〇〇〇（〇〇委員）

決定：〇〇〇〇

## 6 事務について

---

### (1) 予算

- ・予算は、生涯学習課で計上します。
- ・4月中に、各学校へ報酬、費用弁償及び需用費を配当します。

### (2) 支払

#### ①地域学校協働活動推進員（CSコーディネーター） 謝金・旅費

- ・毎月実績に応じて支払ってください。
  - ※月の合計時間で30分未満については切り捨て、30分以上については切り上げとします。
  - ※学校運営協議会に出席した場合は、委員（謝金・旅費）として支払います。

#### ②学校運営協議会委員 謝金・旅費

- ・学校運営協議会の開催の都度、支払ってください。

#### ③需用費

- ・必要に応じて、その都度支払ってください。

(別紙様式1)

令和〇年度 学校運営協議会 事業計画書

学校名 \_\_\_\_\_ 学校

記載者：職・氏名 \_\_\_\_\_

	開催予定	内 容
第一回	月 日 ( )	
第二回	月 日 ( )	
第三回	月 日 ( )	

(別紙様式1)

## 令和〇年度 学校運営協議会 事業計画書

学校名

学校

記載者：職・氏名

	開催予定	内 容
第一回	4月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校運営に関する基本的な方針」の説明と承認</li> <li>・授業参観</li> <li>・コミュニティ・スクールについて説明</li> <li>・熟議「防災型コミュニティ・スクールの推進」</li> </ul>
第二回	9月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒、保護者、教諭のアンケート結果について (中間評価 学校関係者評価)</li> <li>・熟議「小中高連携してめざす子ども像について」</li> </ul>
第三回	2月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒、保護者、教諭のアンケート結果について (最終評価 学校関係者評価)</li> <li>・今年度のふりかえりと次年度の方向性について</li> </ul>

(別紙様式2)

令和〇年度 学校運営協議会 事業報告書

学校名

学校

記載者：職・氏名

【第一回】

実施形態	どのような形で意見を求めたかについて ・個々にあるいは一堂に会して意見を求めた ・頻度や回数、1回あたりの大まかな所要時間などがわかるように記すこと
学校運営協議会委員 に求めた意見の内容	どのような点について意見を求めたのか、具体的に記すこと
学校運営協議会委員 から出た意見等	どのような意見があったか、具体的に記すこと
意見に対する取組	上記意見に対し、どのような取組を行ったか（または行う予定か）、具体的に記すこと

【第二回】

実施形態	どのような形で意見を求めたかについて ・個々にあるいは一堂に会して意見を求めた ・頻度や回数、1回あたりの大まかな所要時間などがわかるように記すこと
学校運営協議会委員 に求めた意見の内容	どのような点について意見を求めたのか、具体的に記すこと
学校運営協議会委員 から出た意見等	どのような意見があったか、具体的に記すこと
意見に対する取組	上記意見に対し、どのような取組を行ったか（または行う予定か）、具体的に記すこと

【第三回】

実施形態	どのような形で意見を求めたかについて ・個々にあるいは一堂に会して意見を求めた ・頻度や回数、1回あたりの大まかな所要時間などがわかるように記すこと
学校運営協議会委員 に求めた意見の内容	どのような点について意見を求めたのか、具体的に記すこと
学校運営協議会委員 から出た意見等	どのような意見があったか、具体的に記すこと
意見に対する取組	上記意見に対し、どのような取組を行ったか（または行う予定か）、具体的に記すこと

## 石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の目的)

第二条 協議会は、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

### (設置)

第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、中高一貫教育を施す場合その他二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第四条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項
- 三 学校経営計画に関する事項
- 四 その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

### (学校運営等に関する意見の申出)

第五条 協議会は、法第四十七条の五第六項の規定により教育委員会に対して

意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該校長を経由して行うものとする。

2 法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

3 第一項の規定は、法第四十七条の五第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

（学校運営等に関する評価）

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒の保護者の理解を深めること。

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（委員）

第八条 協議会の委員は、十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者であつて対象学校の校長が推薦するものうちから、教育委員会が任命する。

一 対象学校に在籍する生徒等の保護者

二 地域住民

三 対象学校の運営に資する活動を行う者

四 対象学校の校長

五 学識経験者

六 その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

4 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委員の守秘義務等）

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会において必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第十二条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- 一 第五条第二項に規定する事項について審議する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、会議を公開すべきでない特別の事情があるものと協議会が認める場合
- 2 会議を傍聴しようとする者（次項において「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならぬ。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第十三条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指

導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、委員が第九条の規定に違反した場合その他特別な理由があると認める場合は、委員を解任することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任しようとするときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(石川県立学校管理規則の一部改正)

2 石川県立学校管理規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則 (令和七年十二月二十四日教育委員会規則第八号)

この規則は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

## 石川県地域学校協働活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 推進員は、法第6条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### (設置)

第3条 教育委員会は、県立学校（以下「学校」という。）に推進員を置くことができる。

### (定数)

第4条 推進員の数は、教育委員会が予算の範囲内で定める。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。

### (資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者とし、様式1により当該学校長の推薦を受け、様式2により教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

### (委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

### (活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動

- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必用に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必用な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員の活動に係る庶務は、当該校において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

年度 県立学校地域学校協働活動推進員 推薦書

生涯学習課長 様

学校名 石川県立 学校  
校長名

下記の者を、 年度地域学校協働活動推進員として推薦します。

記

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
連絡先	住所 〒 TEL メール 勤務先・役職
推薦の理由	

(注) 委嘱状の作成のため、氏名の間違いが無いようにお願いします。

(様式2)

# 委 嘱 状

様

石川県立 学校

地域学校協働活動推進員を委嘱します

年 月 日から

期間

年 月 日まで

年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会